



## 和気町物価高対応子育て応援手当

物価高の影響が長期化しする中、その影響を強く受けている子育て世帯を支援し、子ども達の健やかな生活を応援します。

### 1. 支給対象者

- ①令和7年9月分の児童手当受給者
- ②令和7年10月1日から令和8年3月31日までに出生した児童の養育者

### 2. 支給額

児童1人あたり 一律 **2万円**

### 3. 支給について（申請方法・申請時期）

#### ▶和気町から児童手当を支給されている方

⇒案内ハガキが届いた方は、申請不要で、令和7年12月25日に児童手当振込指定口座に振り込まれます。

※児童手当を受給しているのに、ハガキが届かなかった、手当が振り込まれていないという方は、下記問合せ先までご連絡をお願いします。

#### ▶新たに出生のお子さんについては、出生届出時に、窓口でご案内します。

#### ▶公務員の方は、所属庁から案内が届きますので、その後和気町へご提出ください。

⇒新たに出生のお子さん、公務員の方については、申請を受理後、随時手当を振り込みます。

#### お問い合わせ先

和気町役場こどもまんなか支援室 ☎0869-93-4550（平日8:30～17:00）  
こども家庭庁コールセンター ☎0120-252-071（平日9:00～18:00）

#### 「物価高対応子育て応援手当」に関する

#### “振り込め詐欺”や“個人情報の詐取”にご注意ください

ご自宅や職場などに和気町から問い合わせを行うことがあります、ATM（現金自動預払機）の操作をお願いすることや、支給のための手数料などの振り込みを求めるることは絶対にありません。もし、不審な電話がかかってきた場合には、すぐに和気町の窓口又は最寄りの警察署や警察相談専用電話（#9110）にご連絡ください。